

武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律施行令

(平成十六年九月十五日政令第二百七十八号)

最終改正 平成一九年八月二〇日政令第二七〇号

(自衛隊法施行令の準用)

第一条 自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第百七十九号)第百三十一条から第百三十三条まで、第百三十五条から第百三十七条まで及び第百四十二条の規定は、武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律(次条において「法」という。)第十五条第一項から第三項までの規定により土地等を使用し、立木等を移転し、若しくは処分し、又は家屋の形状を変更する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、

それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
<p>第百三十一条</p>	<p>法第百三条第七項</p>	<p>武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律（平成十六年法律第百十三号。以下「米軍行動関連措置法」という。）第十五条第四項において読み替えて準用する法第百三条第七項</p>
<p>第百三十二条</p>	<p>法第百三条第七項ただし書</p>	<p>米軍行動関連措置法第十五条第四項において準用する法第百三条第七項ただし書</p>
<p>第百三十三条第一項</p>	<p>都道府県知事又は防衛大臣若しくは第百二十七条に規定する者（次項、第百三十五条及び第百三十六条において</p>	<p>防衛大臣</p>

	<p>「都道府県知事等」という。）</p>	<p>米軍行動関連措置法第十五条第四項において準用する法第百三条第七項ただし書</p>
<p>第百三十二条第二項</p>	<p>都道府県知事等</p> <p>法第百三条第七項ただし書</p>	<p>防衛大臣</p> <p>米軍行動関連措置法第十五条第四項において準用する法第百三条第七項ただし書</p>
<p>第百二十五条</p>	<p>都道府県知事等</p> <p>法第百三条第七項</p>	<p>防衛大臣</p> <p>米軍行動関連措置法第十五条第四項において読み替えて準用する法第百三条第七項</p>
<p>第百二十六条第一項</p>	<p>法第百三条第七項</p>	<p>米軍行動関連措置法第十五条第四項において読み替えて準用する法第百三条第七項</p>
	<p>同条第八項各号</p>	<p>米軍行動関連措置法第十五条第四項にお</p>

<p>第二百三十七條第二</p>	<p>項</p>	<p>第二百三十七條第一</p>	<p>第二百三十六條第一 項第三号及び同條 第二項第六号</p>	
<p>都道府県知事又は防衛大臣</p>	<p>は防衛大臣</p>	<p>法第二百三條第十項</p>	<p>都道府県知事等</p>	
<p>防衛大臣</p>	<p>防衛大臣</p>	<p>米軍行動関連措置法第十五條第四項において読み替えて準用する法第二百三條第十項</p>	<p>者</p>	<p>いて準用する法第二百三條第八項各号</p>

(権限の委任)

第二条 法第十五条第一項から第四項までの規定により防衛大臣の権限に属する事務(同条第一項の規定による告示に係るものを除く。)は、同条第一項の規定により使用する土地又は家屋の所在地を管轄する地方防衛局長に委任する。ただし、防衛大臣が当該事務を自ら行うことを妨げない。

附則

この政令は、平成十六年九月十七日から施行する。

附則 (平成一九年一月四日政令第三号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、防衛庁設置法等の一部を改正する法律の施行の日(平成十九年一月九日)から施行する。

附則 (平成一九年八月二日政令第二七〇号)

この政令は、防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律の施行の日(平成十九年九月一日)から施行する。